令和6年３月14日

保護者の皆さま

岸和田市立桜台中学校
校 長　池 内　容 子

気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合、子どもたちの安全確保のため、令和6年度から一部を変更し、以下のように対応いたしますのでご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1.**「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」**が発令されている（発令された）場合

① **午前7時現在**、岸和田市に発令されている場合　⇒ **臨時休業**

② **午前7時～始業時間**で、岸和田市に発令された場合 ⇒ **臨時休業**

③ **始業時間以降**、岸和田市に発令された場合 ⇒ **授業中止（授業の繰上げ等）**

（変更点）

従来「特別警報」「暴風警報」が発令された場合のみ臨時休業となっていましたが、令和6年度からは**「大雨警報」が発令された場合**も**臨時休業**となります。

※大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）のいずれも臨時休業の対象です。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

※授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。

2.「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」以外の警報（**洪水警報、波浪警報、高潮警報**）が発令されている（発令された）場合

① 岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ **(原則的に)平常対応**

② 子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合

⇒ **授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる**

●給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各校の判断となります。